

盛岡市総合アリーナ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前					
○盛岡市総合アリーナ条例 平成元年 9 月 29 日 条例第 35 号 改正 略 令和 7 年 月 日 条例第 号 盛岡市総合アリーナ条例 第 1 条から第 7 条まで 略 (使用料) 第 8 条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第 9 条から第 20 条まで 略 附 則 略 附 則 (令和 7 年 条例第 号) 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の盛岡市総合アリーナ条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市総合アリーナ条例第 5 条第 1 項の許可に係る使用料 (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理する総合アリーナにあっては、その利用に係る料金。以下同じ。) について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。						○盛岡市総合アリーナ条例 平成元年 9 月 29 日 条例第 35 号 改正 略 盛岡市総合アリーナ条例 第 1 条から第 7 条まで 略 (使用料) 第 8 条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第 9 条から第 20 条まで 略 附 則 略					
別表 (第 8 条関係)						別表 (第 8 条関係)					
区分		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで		区分		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	
アマチュア	全面使	土曜日及び	20, 200 円	21, 400 円	22, 800 円	アマチュア	全面使	土曜日及び	20, 200 円	21, 400 円	22, 800 円

改正後						改正前					
スポーツに 使用する場 合	用	休日				用	休日				
		その他の日	15,200円	16,400円	17,800円			その他の日	15,200円	16,400円	17,800円
	半面使 用	土曜日及び 休日	10,200円	10,800円	11,600円	半面使 用	土曜日及び 休日	10,200円	10,800円	11,600円	
		その他の日	7,600円	8,200円	9,000円		その他の日	7,600円	8,200円	9,000円	
	3分の 1面使 用	土曜日及び 休日	6,800円	7,200円	7,600円	3分の 1面使 用	土曜日及び 休日	6,800円	7,200円	7,600円	
		その他の日	5,200円	5,600円	6,000円		その他の日	5,200円	5,600円	6,000円	
集会、展示会、式典 その他これらに類す る催しに使用する場 合	土曜日及び 休日	202,000円	214,000円	228,000円	集会、展示会、式典 その他これらに類す る催しに使用する場 合	土曜日及び 休日	202,000円	214,000円	228,000円		
音楽、芸能、スポー ツ等の興行に使用す る場合	土曜日及び 休日	242,400円	256,800円	273,600円	音楽、芸能、スポー ツ等の興行に使用す る場合	土曜日及び 休日	242,400円	256,800円	273,600円		
	その他の日	182,400円	196,800円	213,600円		その他の日	182,400円	196,800円	213,600円		

備考

- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。
- 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。
- 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その

備考

- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。
- 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。
- 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その

改正後	改正前
<p>他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。</p> <p>6 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>7 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者がアマチュアスポーツに使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p> <p>8 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。</p> <p>9 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。</p> <p>10 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。</p> <p>6 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>7 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。</p> <p>8 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。</p> <p>9 この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>